

国民健康保険制度の都道府県単位化について

国民健康保険の共同運営について

○根拠法令

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年5月27日成立)



(国民健康保険の安定化)

- ・国保への財政支援拡充
- ・都道府県が財政運営の責任主体。国保運営の中心的な役割を担う。

都道府県と市町村の共同運営
(平成30年度から)

【都道府県の主な役割】

- 財政運営の責任主体
 - ・市町村ごとの国保事業費納付金を決定
 - ・財政安定化基金の設置及び運営を行う
- 国保運営方針の策定
 - ・安定的な財政運営
 - ・事務の効率化や標準化及び広域化の推進
- 市町村ごとの標準保険料率を算定し公表する
- 保険給付に必要な費用を全額市町村に交付する
- 市町村が行った保険給付の点検
- 市町村に対して必要な助言や支援を行う

【市町村の主な役割】

- 被保険者の資格管理
 - ・被保険者資格の取得及び喪失の管理
- 保険料(税)の賦課と徴収
 - ・標準保険料率を参考に保険料率を決定
- 保険給付の決定
- 国保事業費納付金を都道府県に納付
- 保健事業の実施

新国保制度施行（H30年度～）に向けた準備

【平成28年度における北海道・市町村の主な準備事務内容】

北海道	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の国保運営の現状を共有 ○国保事業費納付金・標準保険料率仮算定のためのデータ等の取りまとめ ○国保事務の広域化・効率化に向けた標準事務処理システムの導入について検討 	
<p>【国のガイドラインを基にした検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国保事業費納付金・標準保険料率の仕組み(北海道が行う算定方法)の検討、市町村意見の聴取 ○北海道国保運営方針の検討、市町村意見の聴取 	<p>検討の状況</p>

【国保事業費納付金・標準保険料率の仕組みについて】

算定方法については、国が示した全国統一の基本的算定ルールを基に、市町村ごとに所得水準や医療費水準に格差が大きい北海道の特性を踏まえて、各市町村の国保料(税)の激変ができるだけ少ない仕組みとなるよう検討されており、平成28年11月に1回目の納付金仮算定が行われました。H29年1月には、算定方法に調整を加え2回目の仮算定が実施されています。

今後、更に検討が行われ後、算定方法が決定されることとなります。
※算定方法は、「北海道国保運営方針」の策定とともに確定となります。

【北海道国民健康保険運営方針について】

方針の原案が作成され、今後北海道国保運営協議会での審議やパブリックコメントを経て、本年7月頃策定予定となっています。

(主な内容)

- ・国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- ・納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法
- ・医療費適性化の取り組み、事務の広域的・効率的運営の推進等